ＪＲ総連通信

２０２４年3月２６日　№.１７３５

全日本鉄道労働組合総連合会（ＪＲ総連）　http://www.jr-souren.com

「改正国鉄債務等処理法」に基づく JR 北海道・JR 貨物への 2024 年度以降の支援決定！

３ 月 15 日、国土交通省は「改正国鉄債務等処理法」に基づく、JR 北海道・JR 貨物に対する 2024 年度から 2026 年度末までの支援を発表しました。

このことは、２月 15 日に JR 北海道労組が直接、国会議員に対して「支援策の確定」にむけて実施した要請行動が実を結んだことであり、JR 貨物労組においても、「鉄道貨物輸送の存立基盤の確立」にむけた要請行動に取り組んできたことが実を結んだ内容となっています。

またＪＲ総連としても推薦議員懇談会を中心に、国交省等へ「２社」に対する「2024 年度以降の支援策」について訴えてきており、今後も両単組と連携して、組合員の声、現場の実態を国政に届けていきたいと思います。

一方政府は物流革新に関する関係閣僚会議において、「2030 年にむけた政府の中長期計画」を発表しています。これら施策を実現していくためには、多くの課題を解決しなくてはなりません。

そのためにも JR 総連は、責任組合である JR 北海道労組・JR 貨物労組とより一層の連携を強化し、政策実現にむけて取り組んでいきます。

JR2社の経営自立化

国交省、24年度以降も支援継続

JR北海道 中計期間内に1092億円

国土交通省は15日、JR北海道、JR貨物の経営自立化に向け、2024年度以降も支援を継続すると発表した。両社の次期中期経営計画期間（24～26年度）内に、JR北海道に対して1092億円の財政支援を行い、JR貨物に対しては193億円の無利子貸し付けを行う。

JR貨物に無利子貸し付け

21年の改正国鉄債務等処理法等（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律）「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律」「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法」の一部改正）では、JR北海道、JR四国、JR貨物への助成金交付などの支援期限を30年度までとし、各社の中期経営計画内の支援実施などを掲げていた。

JR北海道、JR貨物の2社については、現行中期経営計画が本年度末で終了することから、必要な支援の継続を決めた。JR四国の中期経営計画期間は25年度まで、支援を実施中。

JR北海道への支援1092億円は、貨物列車の運行に必要な設備投資支援や青函トンネルに係る修繕などに関する助成金の交付、省力化・省人化に資する設備投資のための出資などで、次期計画に沿ったもの。現行計画での支援は1088億円だった。

また、この支援とは別に、地域と協力して行う「黄線区」（利用が少なく鉄道を持続的に維持するための仕組みの構築が必要な線区）への支援も継続する。黄線区については、18年の国の監督命令で求めた「地域と協力した抜本的な改善方策の検討」には至っていないとして、改めて国が監督命令を発出。次期計画期間が終了する26年度末までに、線区ごとに同社と地域関係者一体で事業の抜本的な改善方策を確実にとりまとめるよう求めている。

JR貨物への支援は、安全基盤強化や輸送力・生産性向上など設備投資に関する無利子貸し付けで、次期経営計画に沿った機関車、荷役機器導入など、現行計画での支援は138億円だった。

このほか、JR北海道、JR四国に対する経営安定基金の下支え（一定の運用益確保策）についても、継続して行っている。

2024年３月21日
交通新聞